

令和8年度 加古川水系直轄管理事業
呑吐ダム六甲雨量局立木伐採工事

特別仕様書

近畿農政局

淀川水系土地改良調査管理事務所
加古川水系広域農業水利施設総合管理所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和8年度加古川水系直轄管理事業呑吐ダム六甲雨量局立木伐採工事の施工に当たっては、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、加古川水系直轄管理事業において管理する呑吐ダム六甲雨量局舎の支障木を撤去するものである。	
2. 工事場所	神戸市北区山田町上谷上字長尾地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 立木伐採・処理 1式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	伐採の施工期限は令和8年9月30日までとする。	
2. 作業時間の制限	作業時間について、平日8時30分～17時15分までとする。	
3. 作業車の制限	運搬等で使用する車両は4t車を想定しているが、これにより難しい場合は別途、監督職員と協議するものとする。 遊歩道の入り口部に車止め（2本、高さ35cm）があるため、留意すること。	
4. 工事期間中の休業日	工事期間中の休業日としては、雨天・休日等14日を見込んでいる。 なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、夏季休暇、年末年始休暇を含んでいる。	
5. 施工しない日	原則、土曜日及び日曜日とする。 なお、やむを得ずこの期間に施工が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。	
第4章 現場条件		
1. 第三者に対する措置		
（1）騒音及び振動対策	騒音、振動等の対策については十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。	
（2）保安対策	1）本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、交通誘導の専門的な知識・技能を有する者とする。 2）交通誘導警備員の配置は、施工箇所進入部及び遊歩道に、4日間・延べ8人を計画している。また、通行者の状況等により人数に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。	
（3）交通対策	本工事施工箇所への進入は住宅街を通行することから、一般車両を優先し、走行速度、騒音等に十分留意するものとする。	

項目	内容	摘要															
(4) 防塵対策	防塵対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。																
2. 関係機関との調整	第3章3. に記載する遊歩道車止めについて、一時撤去を行う場合は、事前に神戸市と協議のうえ、必要な手続きを完了した後に撤去することができるものとする。																
第5章 仮設工	仮設について本工事では想定していないが、必要が生じた際は監督職員と協議するものとする。																
第6章 工事用地等	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下、「工事用地等」という。）は、図面に示す施工範囲内である。																
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。																
第8章 施工																	
1. 伐採工	1) 伐採に先立ち、監督職員立合いのもと、施工範囲及び伐採対象木を確認し、施工に伴う被害等が起きないように施工計画書を作成しなければならない。 2) 1) で作成した施工計画書に基づき、神戸市森林整備事務所及び神戸市立森林植物園に対して工事内容の説明を行うとともに、必要な調整を図るものとする。 3) 伐採は、作業に支障のない範囲で極力根本付近から切断するものとする。 なお、根株等の伐根は本工事の施工対象外としているが、必要が生じた際は監督職員と協議するものとする。 4) 立木伐採後、産業廃棄物処理を行うものとする。																
2. 建設資材廃棄物等の搬出	1) 本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 <table border="1"><thead><tr><th>建設資材 廃棄物</th><th>処理施設名</th><th>住所</th><th>受入時間</th><th>事業区分</th></tr></thead><tbody><tr><td>枝葉</td><td>(株)萩原林業</td><td>兵庫県神戸市西区見津が丘6丁目1番2号</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化施設業者</td></tr><tr><td>幹</td><td>(株)萩原林業</td><td>兵庫県神戸市西区見津が丘6丁目1番2号</td><td>8:00～ 16:30</td><td>再資源化施設業者</td></tr></tbody></table>	建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分	枝葉	(株)萩原林業	兵庫県神戸市西区見津が丘6丁目1番2号	8:00～ 16:30	再資源化施設業者	幹	(株)萩原林業	兵庫県神戸市西区見津が丘6丁目1番2号	8:00～ 16:30	再資源化施設業者	
建設資材 廃棄物	処理施設名	住所	受入時間	事業区分													
枝葉	(株)萩原林業	兵庫県神戸市西区見津が丘6丁目1番2号	8:00～ 16:30	再資源化施設業者													
幹	(株)萩原林業	兵庫県神戸市西区見津が丘6丁目1番2号	8:00～ 16:30	再資源化施設業者													
3. 既設構造物に対する措置	本工事の施工においては、既設構造物等に損傷を与えないよう十分注意すること。なお、万一既設構造物に損傷を与えた場合は速やかに監督職員に報告のうえ、受注者の責により原型復旧すること。																
第9章 施工管理																	
1. 工事写真における黑板情報の電子化について	黑板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黑板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黑板情報の電子化を行																

項目	内容	摘要
	うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（１）から（４）によりこれを実施するものとする。	
（１）使用する機器・ソフトウェア	受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等（以下、「機器等」という。）は、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「 https://www.cryptrec.go.jp/list.html 」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。	
（２）機器等の導入	１）黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 ２）受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。	
（３）黒板情報の電子的記入に関する取扱い	１）受注者は、（１）の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 ２）本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第２ 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領（案）」によるものとする。なお、上記１）に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領（案）６ 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ３）黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。	
（４）写真の納品	受注者は、（３）に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。	
（５）費用	機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。	
第10章 天災その他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
第11章 その他		
１．完成図書	本仕様書で定める提出書類及び工事写真について、以下により提出するものとする。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、DVD-R） 正副２部	
２．現場環境改善	本工事は、現場環境改善の対象外である。	
第12章 定めなき事項	この仕様書に定めない事項又はこの工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

令和8年度

加古川水系直轄管理事業

吞吐ダム六甲雨量局立木伐採工事

工 事 数 量 表
【当初】

近畿農政局

加古川水系広域農業水利施設総合管理所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 立木伐採				
(1) 立木伐採				
立木伐採、積込運搬		本	12	
・雑木	胸高直径15cm程度 概算高さ10m	本	5	
・クヌギ・雑木	胸高直径30cm程度 概算高さ10m	本	2	
・クヌギ類	胸高直径40～50cm程度 概算高さ10m	本	5	
交通誘導員		人	4	
産廃処分	(幹)	ton	1.600	概算数量
産廃処分	(枝葉)	ton	0.700	概算数量